

日 時：平成14年2月27日(水)

場 所：農林水産省第二特別会議室

水産政策審議会第5回企画部会議事録

水 産 庁

## 目 次

- 1 . 開 会
- 2 . 資 料 説 明
- 3 . 質 疑 ・ 討 議
- 4 . そ の 他
- 5 . 閉 会

### 1 . 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成14年2月27日 午後2時

閉会 平成14年2月27日 午後4時

### 2 . 出席した委員の氏名

(委員)

石黒勝三郎 植村正治 小野征一郎 川合淳二 中村晃次

中村靖彦 西橋久美子 二村雄三 増田常男 矢野等子

(特別委員)

井川洋右 高柳敏郎 原武史 村田康博

### 3 . 水産庁側出席者

木下長官 川本次長 白須漁政部長 海野資源管理部長 川口増殖推進部長

長野漁港漁場整備部長 山川漁政課長 今井企画課長 石島加工流通課長

石原漁業保険課長 岡本遠洋課長 中前研究指導課長 末永漁場資源課長

井貫栽培養殖課長 田中計画課長 糸防災漁村課長

中山海洋技術室長

### 4 . 議事

以下のとおり

## 開 会

中村(靖)部会長 それでは定刻となりましたので、ただいまから水産政策審議会第5回企画部会を開催したいと思います。

本日は、10名の委員と4人の特別委員の方々が御出席でございます。

なお、本日の会合は、遅くとも4時半ぐらいまでには終了させることをめどに進めたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

#### 資料説明

#### 水産基本計画（案）について

中村（靖）部会長 それでは、早速議事に入ります。

本日は、審議会からの答申に向けた企画部会での最後の議論の機会になります。これまでの4回の議論を踏まえて、事務局から水産基本計画の案が提出されておりますので、事務局から説明いただいた後で、質疑を行うという形で進めていきたいと思っております。

それでは早速、事務局から資料の説明をお願いします。

今井企画課長 企画課長でございます。

これから資料の説明をさせていただきますが、水産基本計画に関しましては、これまで4回にわたり御議論をいただいております。本日は、これまでの議論を集大成するものとしたしまして、水産基本計画の案を取りまとめましたので、その内容につきまして御確認いただくのと、またさらに御議論をいただきたいと考えております。

お手元でございます水産基本計画の案、ごらんのとおり非常に大部のものでありますので、本日の説明のために、もう少し薄い概要のペーパーを別途つくりましたので、本日はこの概要の方に沿って内容の説明をさせていただきます。その都度、計画本体と照らし合わせていくという格好で説明を進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、水産基本計画（案）の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

基本計画の全体の構成につきましては、作成方針で御確認いただいておりますが、目次を見ていただいておりますとおり、第1が水産に関する施策についての基本的な方針。第2が水産物の自給率の目標。第3が水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策。次のページですが、第4が水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということで、条文の規定に沿いまして4本の柱で構成しております。

それでは概要のペーパーを使いまして、まず第1番目の柱の水産に関する施策についての基本的な方針の記述について御説明申し上げます。

まず1つ目の丸ですが、水産物、さらには水産業や漁村の位置づけについて記述しております。文章にありますとおり、水産物は、我が国の栄養バランスのとれた健全な食生活にとって不可欠なものであるということ。さらに、水産業や漁村は、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えるものであるといったことを記述しております。

本体でいきますと、1ページ目の下半分の第1パラグラフ、第2パラグラフに相当する部分でございます。

本部会におきましても、特に食料としての水産物の位置づけについては、いろいろ御議論がございましたので、この本体の第1の冒頭のパラグラフにおきましては、かなりの分量を使いまして、食料としての水産物の位置づけについて書き込んでございます。

概要の方の紙の2つ目の丸ですが、続きましては施策の方針ということで、文章にありますとおり、水産資源の適切な保存管理と持続的な利用の体制を構築することが何よりも重要であるということを書き記述しております。また、その体制を構築することができれば、我が国の水産には大きな可能性があり、その可能性を最大限に引き出していくのが施策推進の基本的な方針であるということを書き記述しております。

後ほど御説明いたしますが、3番目の柱には各個別施策の方向づけの部分がありますが、ここにおきましては、もっと根本的な政策推進の思想を書くということでございまして、計画本体でいきますと、2ページの部分に該当するところでございます。

3つ目の丸ですが、そういった考え方に立ちまして、「水産物の安定供給の確保」「水産物の健全な発展」という基本法に掲げる基本理念の実現を図るために、水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するというので、本体でいきますと3ページの下の方になりますが、基本法の2つの理念、水産物の安定供給の確保、水産物の健全な発展の2つに分けて、2つの理念をかみ砕いて政策推進の方針を記述しているということでございます。

続きまして、2つ目の柱になります水産物の自給率の目標についての記述でございます。

まず概要の1、基本的な考え方ですが、水産物の自給率の目標設定につきましては、この部会で丁寧な御議論をいただいてまいりました。まず、1つ目の丸の部分ですが、水産物の自給率の向上に当たっては、分子と分母の要素となります漁業生産、水産物消費、その両面にわたる関係者の取り組みが必要であるということですので、自給率目標は、単に数字を掲げるということではなくて、漁業生産の面、水産物消費の面、それぞれの面で関係者が取り組むべき具体的な課題を明らかにした上で、これらの課題が解決された場合に実現可能な水準を自給率の目標として設定することにしております。

そういうことですので、自給率の目標を掲げるということは、国民参加型の漁業生産及び水産物の消費に関する指針となるという意義があるんだということも記述をいたしております。

2つ目の丸ですが、これもこの部会で何度も御説明いたしましたが、水産物の自給率は近年、ずっと一貫して低下傾向にあるわけですが、今回の水産基本計画における平成24年を目標とした計画ですが、24年までの計画期間というのを、これまでの自給率の低下傾向に歯どめをかけて、その着実な向上を図っていく期間として位置づけるということを書き記述しております。それが本体でいきますと、4ページの第2の基本的な考え方の(1)、(2)の部分、4ページから5ページに該当するところでございます。

概要の2枚目になります。次は自給率の目標設定のうちの生産面での取り組みと目標ということでございますが、1つ目の丸にございますように、まず生産面におきましては、水産資源の増大、漁場の確保を図ることが重要になりますので、にありましますように、まず我が国200海里水域、我が国周辺水域におきましては、漁獲量・漁獲努力量の管理、積極的な種苗放流の推進、漁場環境の保全改善、そういう取り組みによりまして資源の回復を図っていくということと、にありましますように、我が国200海里外の公海・外国の200海里水域におきましては、我が国漁船の操業の確保を図ることが課題になるということが1点目でございます。

また、2つ目の丸ですが、ただ生産すればいいということではなくて、生産された水産物が実需に結びつくということでなければいけませんので、まず といたしましては、安全性や鮮度等の面での水産物の品質の向上、流通の合理化などの取り組みによって、消費者、実需者のニーズへの対応を図るといった課題がさらにあるということと、におきましては、経営面での課題ということになるかと思いますが、コストの削減ですとか、付加価値の向上といった取り組みをする必要があるということも課題として取り上げまして、3つ目の丸になりますが、こういった課題に取り組んだ際に、資源を枯渇させることなく持続的に漁獲が可能な最大限の水準を「持続的生産目標」として設定していくということでございます。

計画本体でいきますと、5ページの下のところから6ページ。6ページにおきましては、遠洋漁業、沖合漁業、沿岸漁業といった漁業種類ごとにそういった課題を整理するというところをございまして、7ページの下のところには持続的な生産目標ということで、8ページにはその数値が整理されているということでございます。

続きまして、消費面での取り組みと目標ということですが、水産物の消費につきましては、食生活において脂質の摂取過多ですとか栄養バランスの崩れ、また一方では食品の廃棄や食べ残しの発生といった問題が指摘されておりまして、そういった中で水産物についての消費におきましては、便宜置籍漁船など漁業生産をめぐる問題への理解と関心を深めながら、食生活における適正な栄養バランスの実現、廃棄や食べ残しの削減等の課題に積極的に取り組む。

そういった課題に取り組んだ際に、実現する消費の水準を「望ましい水産物の消費の姿」として示していくということをございまして、計画本体でいきますと、9ページの一番上から10ページの上にかけての部分がそれに該当するところでございます。

4番目の水産物の自給率の目標につきましては、以上の生産面での取り組み、消費面での取り組みを前提といたしまして、それぞれを分子と分母におきまして、平成24年における水産物の自給率目標を設定するというところをございまして、

概要の3ページ目ですが、計画本体にも関連する表を載せてございまして、それらを総括したものがこの概要の3ページ目の表でございます。

まず、魚介類につきましては現在、自給率は食用で(基準年)11年で55%、12年で53%。魚介類の生産量につきましては、トータルで11年で595万t、12年で574万tということになっておりますが、かつ、これが今までのトレンドで、今後10年推移した場合のすう勢値は、またさらに自給率も生産量も下がると見込まれます。

それに対しまして、かっこでくくっておりますが、遠洋漁業では新漁場の開発、沖合漁業では資源回復への積極的な取り組み、沿岸漁業では資源回復の取り組みにあわせまして、積極的な種苗放流等の取り組み、海面養殖業では新しい養殖対象種を導入していくといったような取り組み、内水面漁業・養殖業におきましては、漁場環境の改善、こういった取り組みをすることによって、平成24年のすう勢値が568万tと見込まれるところを、そのすう勢に対しまして114万t増の682万tの漁獲を目指すということが生産面での展望になっております。

消費面につきましては、真ん中から少し下のところに数字がありますが、魚介類の消費量は、食用と飼肥料等の需要を全部合わせまして、現在1,100万t弱、平成11年で1,066

万t、平成12年で1,086万t、うち食用は大体850万t水準ということでございますが、それにつきましてはむだの削減をしていくということで、5%のむだの削減を前提に、平成24年の目標値を設定しているということでございます。

そういった生産面、消費面での取り組みを前提にいたしますと、この表の一番上になりますが、冒頭申し上げました、現在、平成12年で53%になっている食用の自給率につきましては、65%にまで向上させることができるといったことが魚介類の自給率についての全体像でございます。

同様に海藻類につきましては、現在、平成12年で63%の自給率ですが、生産、消費両面の努力によりまして、平成24年の目標値を70%にするということが、水産物の自給率目標の全体像になっているということでございます。

続きまして、概要の4ページですが、これが水産基本計画の4つの柱のうちの3つ目の、水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策というものでございます。計画本体でいきますと、11ページ以降ということになります。

計画本体の方をごらんいただきたいと思います。先ほども冒頭で申し上げましたように、第1の施策の基本的な方針のところでも、個別施策の方向づけよりも、もっと根本的な思想を書いている部分がございます。そういった第1の部分に示されました水産に関する施策についての方針、あとは第2の部分で示されます水産物の自給率目標の達成に向けて、以下こういう施策を講じていくんだということが、この第3の柱に整理されるということでございます。

内容につきましては、概要の方で簡単にポイントだけ御説明いたしますが、まずここも大きく分けまして、1つ目の理念の水産物の安定供給の確保に関する施策について、基本法の条文に沿って整理しておりますが、1つ目の丸にあります食料である水産物の安定供給の確保につきましては、この部会でもいろいろ御議論ございまして、特にBSEの問題等があったこともありまして、水産物の安全性の確保といった方向づけをきちっと明記するというような御意見も、何度もいただいております。

そういった問題、さらには表示の適正化の問題、さらには水産物の栄養特性ですとか、健康上の効果に対する知識の普及等の国民に対する情報発信の問題、そういった方向づけをここでは書いてございます。

2つ目の、我が国周辺水域における資源の適切な保存管理の政策の方向づけにつきましては、TACですとかTAEの制度の運用の問題のほかに、外国人の漁業に対する管理ですとか、今回の基本法におきまして、遊漁も含めて資源を管理していくという方向が出されておりますので、そういったことをどういうふうにしていくのかとか、さらには資源回復計画の実施が今、同時並行的に進められておりますが、その推進と経営への影響の緩和の施策の方向づけ等がこの中で書かれてございます。

真ん中ほどには、水産動植物の積極的な増養殖の推進という課題ですとか、その下には天然資源であります水産動植物の生育環境の保全・改善の政策の方向づけといったようなことも、ここでなされております。

次のページですが、理念の2つ目に対応いたします水産物の健全な発展に関する施策についてでございます。

1つ目の、効率的かつ安定的な漁業経営の育成につきましては、前回の部会で平成24

年の漁業生産構造の展望について試算をいたしましたものを説明いたしました。また、本日も改めて資料を提出させていただいておりますが、そういったことを初めとしまして、将来の漁業生産ですとか経営のビジョンというものを明確にしながら経営政策を展開していくんだといったような方向づけをこの部分で書いてございます。

2つ目の丸の漁場の利用の合理化の促進につきましては、改めて申し上げるまでもありませんが、水産基本法では資源を大事にしていくということが最大のポイントになっておりますので、漁場利用の面におきまして、文章に書いてありますとおり、資源水準に見合った生産活動を秩序ある形で行える体制を確立するんだといった政策の方向をきちっと明記することにしております。

真ん中ほどには、今回の基本法で明確に位置づけられました水産加工業、水産流通業の健全な発展のための施策の方向づけもなされておりますし、その下には、水産業の基盤の整備ということで、現在、漁港・漁場整備の長期計画の審議を、漁港分科会の方で別途御審議いただいておりますが、その長期計画につきましては、この基本計画と一緒に3月末をめどに閣議決定したいということで、今作業を進めておりますが、政策の方向づけといたしましては、漁港の整備、魚礁の設置、増養殖場の造成、沿岸漁場の保全、加工流通施設の整備、こういった、今まではばらばらにやられていたものを、総合的かつ計画的に推進していくんだといったような政策の方向づけをここで行っております。

次のページの上から2つ目の漁村の総合的な振興ということでございます。これも今回の水産基本法で新しくかつ明確に施策に位置づけられたものですが、この漁村の総合的な振興の政策展開におきまして、関係省庁との施策も含めて一体的に施策を推進していくということをご記述をすることにしております。

1つ飛んで、その下の多面的機能に関する施策ということも、今回の基本法で新しく位置づけられたものでございますので、それを充実させていくという政策の方向づけをここでやっているということでございます。

全体はかなりの分量がございまして、計画本体でいきますと11ページから20ページまで、かなりの分量を割いて施策の方向づけをしているということでございます。

続きまして、概要の6ページ目ですが、第4の柱の水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということでございますが、本体は21ページから22ページに該当するところでございます。

政策の評価と見直し、財政措置の効率的かつ重点的な運用、情報公開、民意の反映、国と地方の役割分担、国際規律との調和といった政策を推進するに当たって留意すべき事項を記述しておりますとともに、本体22ページになりますが、この計画につきましては、水産をめぐる諸情勢の変化、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行っていくということも、ここに位置づけているということでございます。

以上が水産基本計画のポイントとなる部分ですが、計画の本体の後ろに参考付表というものがございます。参考付表の3ページをごらんいただきたいと思います。以上のような内容に加えまして、この参考付表の中におきましては、この部会で、魚種別に自給率の目標が設定できるかどうかという御議論がございましたが、目標設定は無理にしても、現在の我が国の食生活の実態を国民に広く知らせるためにも、現状の魚種別の自給率

を公表すべきであるという御意見もありましたので、第6表で魚種別の自給率の数値を、こんな形で参考としてつけたらどうかといったようなことでございます。

その次の参考付表の4ページにおきましては、主要な魚種ごとの資源管理における課題、これも一度部会で御議論していただいたものですが、それをこんな格好で参考につけるということでございます。

あと、参考付表の5ページ、6ページですが、これは余り部会の中で詳しく御議論をしていただけませんでした。自給率の目標を達成するに当たりまして、どんな技術だとか、研究の成果を前提にしているんだということがわかるように、研究技術開発の展望ということで、今後10年間に達成が期待される研究課題、技術開発課題というものを漁業種類ごとにまとめてみました。

以上のような形で、全体の水産基本計画を取りまとめたというのが事務局の考え方でございます。

説明は以上でございます。

中村（靖）部会長 ありがとうございます。

#### 質疑・討議

中村（靖）部会長 それでは、ただいまの御説明に対して御質問、御意見などありましたら、順次御発言をいただきたいと思っております。

4つの柱がありまして、あちこちから質問や意見が出て、ちょっとまとめにくいかと思っておりますので、一応便宜上、第1の基本的な方針、これは理念の部分ですから、ここがどうというあれは余りないかもわかりませんが、第1、第2の水産物の自給率の目標のところまでまとめて御質問、御意見を伺っていこうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

植村委員 今、座長が言われるように、第1の理念の問題でございますが、この中でこれを策定するに当たって、適切な資源管理の暁には非常に大きな可能性があるんだという意味のことを言われておりますが、まさにそのとおりではないかと思うんです。それは既に、あのような日韓の協定が行われた後での対馬海域とか、あるいはそれに関係する日本海の海域において、かなり魚がふえている。したがって、適切な保存管理というものに対して非常に自信を持っていらっしゃる。このことは大変大きな柱になっていくんじゃないか。

きょうは、現実の問題を若干提示しておきますが、あえてここで答弁ということでもございませぬが、ことしの8月に一斉更新というのがあるんですね。これが具体的な水産資源の適切な保存、管理が行われるのかどうか。これで我々が具体的な形を見ることができると。水産庁のこの精神を踏んでやるのかどうかということですよ、8月の一斉更新というのは、先ほども新潟の関係者が来て、巻き網が30tか50tのころのもう何十年もたった許可内容、操業内容、あるいは装備内容の時点で線引きなり、許可をしていた内容をベースにして、ちっとも動かないとすれば、この精神が否定されることになってしまいますので、せっかく企画課長がここまで心を込めた精神を、この審議会においても決定してやられるわけですから、水産庁一体という考え方で、資源の適正な保存、管理というものに実を上げていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。



中村(靖)部会長 御要望でいいですか。

植村委員 はい。

中村(靖)部会長 1と、あるいはこの一番のメインの項目になるかもわかりませんが、2の水産物の自給率の目標に入っていて結構です。

植村委員 先般の会議でもちょっとお話ししましたが、私、ずっとこれを見てまいりまして、沖合漁業の273万t、沿岸141万t、海面養殖漁業70万t、ほぼ600万t、ここで数字が重なるわけですが、沖合漁業と沿岸漁業、一般的な国民から考えておる沖合漁業とはどの程度の沖合なんだ。沿岸漁業とはどの線の陸域に近い方なんだという考え方が1つあると思いますし、こういうことでは、この表現が国民にとって非常に実態的ではないんじゃないかと思うんですよ。どう見てもそう思われるんです。

ですから、この辺はやはり新しい水産基本法にのっとった1つの考え方を示していくわけですから、今整理できなかつたら一緒にするとか、一緒にする中でどういう手法なのか、ただし書きなり脚注なりで整理するとか、この分け方が実態的でないんじゃないかということ。

ないものを国民の前に提示しても、説明にならない。専門の方でもちょっと説明ができない、我々の立場でも説明ができないということになっているんじゃないかと思うんです。だから、どうしてもその辺はひとつ検討してみる必要があるんじゃないか。私はそう思いまして、今、提言を申し上げる次第です。

中村(靖)部会長 沖合と沿岸がわかりにくい。

今井企画課長 ただいまの指摘につきましては、前回の部会でも植村会長の方から御指摘いただきましたが、計画本体の5ページからは、漁業生産に関する課題を整理して、その課題が解決した場合に、どれくらいの生産の増大が見込めるかということの部分なんです。おっしゃられるとおり、一般に沿岸漁業といった場合には、沿岸の漁船漁業と海面養殖業と、さらには魚介類だけではなくて海藻も含めたもの、そういったものが一般的には沿岸漁業ととらえられるんだと思うんですが、今回の場合には、それぞれの課題をまず整理をして、その課題が解決した場合にどういうことかという作業をすることになりますと、沿岸の漁船漁業と養殖業というのはおのずと課題が異なりますので、そこはそういうことで分けているということでございます。

ただ、前回も申し上げましたが、植村会長がおっしゃられるとおり、一般の人が見たり、耳にしたときの沿岸漁業というものとは若干乖離があると思われるのも事実でございますので、これを公表する際におきましては、今申し上げました漁船漁業の沿岸漁業の部分と養殖の部分と藻類養殖業の部分、その3つを合わせたものを1つのくくりとして、沿岸漁業の将来の漁獲の増大目標がどうなるのかといった格好のものがわかるように示していきたいと思っております。

前回は口頭で申し上げましたが、前回、会長から言われましたので、今回はこの数字を前提に沿岸漁業の将来を見ますと、今の3つを合わせますと、平成11年で沿岸漁業全体で286万トンの漁獲量がございます。概要の3ページに照らし合わせていきますと、遠洋漁業が83万t、沖合漁業が280万t。それに並ぶものとして、沿岸漁業は286万tになります。その沿岸漁業の平成24年度の持続的生産目標は315万tということになりますので、そういった3つを一緒にしたくくりのもとで数字がとらえられるように、公表

の際には工夫をしていきたいということで、別途そういう表を作成するような作業も進めておりますので、また後ほど改めて御確認していただけるようにしたいと思います。

中村（靖）部会長 よろしいですか。

植村委員 一般の国民の方に説明するにも、これでいくと、沿岸というのはその程度なのかという感じになっちゃうことに、ちょっと疑問があって、とても説明がつかない。

それから、養殖漁業も 70 万 t というふうに出ておりますが、これは私もきょう全部数字を全部調べる時間はなかったのではわからなかったけれども、ホタテにおいて今 50 万 t あるんですね。ホタテもオホーツクは地まきですから、これは養殖の数量には入っていないのかな。

今井企画課長 はい。入っていません。

植村委員 そうということで、まだまだ養殖はかなり伸びるというような考え方なんです。そちらではどうですか、10 年後の養殖は。

今井企画課長 まずホタテでいきますと、会長御指摘のとおり、地まきでやられているものは生産統計上、漁業生産の方に分類されていまして、平成 12 年でのホタテ貝の生産というのは、トータルで 51 万 t ございます。そのうち漁業生産が 30 万 t、養殖業が 21 万 t ということでございます。ここの現在 70 万 t となっておりますのは、そういう意味でホタテでいきますと 70 万 t のうちの 21 万 t 分がホタテとして入っている。逆に言いますと、平成 12 年でいきますと、ほかの沿岸漁業の 146 万 t のところに 30 万 t 分がホタテとしてカウントされているということでございます。

中村（靖）部会長 よろしいですか。

植村委員 わかりました。

小野委員 質問なんです、基本的考え方の最初の丸のところ、国民参加型の漁業生産及び水産物消費。国民参加型という考え方を入れられたのは、私は大変いいことだと思うんです。

それで 1 つお尋ねしたいんですが、食料・農業・農村基本法は、たしか食生活のガイドラインを考えていくんだという規定があったと思うんですが、それに応じてだと思いたすが、食生活指針というのが一応考えられていますよね。ここで書いている国民参加型というのは、そういうことをも念頭に置いているというか、それとつなげていくというような考え方として理解していいんでしょうか。

今井企画課長 基本的に国民参加型の政策推進につきましては、きょう基本法の条文をお配りしておりませんが、水産基本法の中でも、漁業者だけではなくて、当然、生産面は漁業者、消費面は消費者、加工流通業者というの大きな役割を果たしますし、さらには遊漁者、遊漁案内業者、そういった人たちのそれぞれの役割に応じた取り組みがなされませんと、全体として水産基本法に掲げられた理念が実現できないので、国民参加型の政策推進をしないと、この基本法に掲げられた理念は実現できないという意味で、政策推進上も国民参加型のものが要請されているということでございます。

特にその中で食料という政策分野がございまして、食料のところにおきまして消費者が果たす役割というのは非常に大きいものがございまして、そういう意味では 2 年前に、食料・農業・農村基本法が策定されるのに合わせまして、当時の農林水産省と厚生省と文部省が連携をとりまして食生活指針をつくって、今、それに基づく取り組みがなされてお

りますが、この水産基本計画の実施に当たりまして、そういったことを一緒になってやっていくことが前提になるということでございます。

植村委員 内水面漁業の13万tというのがあるんですね。内水面の漁業については、日本人は海面の魚種を食とした伝統的なものがどうしてもありますが、しかし内水面の、例えばコイにせよ、いろいろなものがかなり珍重されている地域も多いわけですね。昨今、非常に海のない地域、ハンガリーとか中国、私もハンガリーのICEの漁業委員会の副会長をずっとやっておりますので、現地を見ているんですが、ともかくぶどう畑をつぶしても、物すごいぎらぎらしたドイツゴイなんです、フナの形しているんですが、平べったいコイなんです。物すごいすばらしい魚が生産されている。

それから、中国は四川省の方へ足を運んでずっと見てきました。これは中国が今、三千何百万tでしょう。その中の半分以上は内水面だと。ですから本当かと思って、四川省、成都の方へ行って、ずっとあの辺を回ってきましたけれども、武漢の方にも入ってみました。ともかく非常に内水面の魚種が生産されて、それに対してすばらしい体制を整えている。重慶に水産学校があったのが成都の方に移って、2,000人の生徒も利用した水産学校が陸域のど真ん中にあるんですね。武漢では、活力2の上海カニをどんどん生産している。

日本でもカニなんかは非常に貴重な魚種ですから、そういった面で食料危機というものが言われている21世紀ですから、内水面に生産体制を整えられ、そして需要が料理の方法なんかでふえていったら、そういう時期を迎えられる要素を持っているのかなという気もするんですが、これについては私、13万、13万と言っているんですが、これは上方傾向を探る何かがないものでしょうか。

今井企画課長 これは概要の3ページでいきますと、今現在13万tのものが、今までのすう勢でいくと、10年後には12万t、今よりは1万tくらい減少することが見込まれるわけですが、それに対しまして、ここにも書いてありますように、漁場環境の改善等の努力をすることによって、12万tまで落ちそうなものを政策努力によって13万tに、結果としては現状維持ということになるわけですが、当然、この中にも政策努力が織り込まれているということでございます。

あともう1点、冒頭に会長がおっしゃいましたように、確かに我が国の漁業生産量全体から見ますと、内水面の漁業養殖業の数値というのは非常に小さいものですが、この基本計画の本体の1ページ目の水産物なり、水産業の位置づけについて記述している部分にも書いてございますが、当然、食料としての水産物の位置づけが重要なわけですが、それに加えて、第2パラグラフの一番頭の「また」から始まる場所ですが、我が国の伝統行事ですとか、食文化だとか、そういうこととの関連性での重要性の位置づけというのもありますので、そういったことは十分認識した上で位置づけているということで御理解いただきたいと思います。

中村(靖)部会長 よろしいですか。今、第1の基本的な方針と第2の自給率の目標をあわせて御意見を伺っておりますが。

植村委員 既に記載はされておりますが、遊漁者との関係がはっきり言ってまだ手がついていない。確かに理解が深まっているとはいっても、それはとてもじゃないが、まだまだ話にならん話でございますので、しかし、資源管理という立場からは、これは絶対的な

問題になっていくと思います。

とりあえず資源管理は、今までは漁業者には強制効力があつた。しかし、先ほどから言われておる同じ漁業者でも沖合との関係、一々名前は申し上げませんが、秩序が保たれていないという問題が極めて資源管理を論ずる場合に、沿岸の漁業者が不信感を強めている。もう1つは遊漁者の問題です。これと2つがあるんです。

我々沿岸漁業者は、ほとんど漁協に所属しておりますから、毎朝、毎日顔を合わせ、そしてその行動も把握されておりますから、直ちに厳重なペナルティーなりを加味しながら指導しているけれども、それから外れた、先ほど言う沖合関係の漁業者と遊漁者というのは、ほとんど今の段階では、資源管理についての制約を書面、あるいは話し合いではどんな話し合いがあっても現実の問題としては衆目それはなされていないという見方をしているんですよ。

ですから、この遊漁者との関係における、やはりこれからの資源管理をやっていく場合は、遊漁者は今度目の前でやりますから、ヒラメの制限 35cm という問題も一切適用されていない。協力してくれというポスターはそれぞれ掲示をしておりますが、現実の問題としてはそういう状況にあるということですから、ひとつこの問題に力を入れて対処していただきたい。文言でせつかくこれを取り上げていただいておりますので、よろしく願いしたいと思います。

今井企画課長 概要でいきますと第3のところになるわけですが、概要の4ページの第3の1の2つ目の丸のところ、まさに会長がおっしゃったとおり資源管理の問題として、遊漁をきちっと管理していきますという政策の方向づけは、ここで1つしているということと、次の5ページ目の2の2つ目の丸のところ、冒頭、会長の方から要望ということでお話がありましたので、そのときにはお答えしませんでした。漁場の利用の合理化の促進におきましても、要は資源水準に見合った生産活動を秩序ある形で行える生産体制を確立していくんだという基本的な考え方に立って、漁業の許可ですとか、規制の見直しなどの資源管理制度の適切な運用を図っていくんだという考え方は、政策の方向を示すものとしては、こうしたところにきちっと書いておりますので、会長は多分、こういう方向に沿って、目に見える形で具体的な施策をしるということだと思いますが、政策指針としての基本計画の中では、こういった形で明確にしているということでございます。

植村委員 よろしくお願ひします。

川合委員 ちょっと教えてほしいんですが、御説明があつたのか、僕が忘れちゃつたのかもわからないんですが、この概要ですと3ページの食料・農業・農村の平成22年度の目標と今回の目標値は、概して言えば少し低いわけですね。これの関係はどういうふうに御説明、例えば遠洋漁業がどうですというふうにそれぞれできているのかもわかりませんが、それほど具体的でなくていいんですが、全体としてどういう説明をなさるのでしょうか、教えてほしいと思います。

今井企画課長 済みません。さっき3ページのところで説明を落としてしまいました。

ここにありますように、概要の3ページの一番右のところに食料・農業・農村基本計画の中での水産物の自給率の目標との対比をしておりますが、基本法の条文の中でも、2年前につくりました食料・農業・農村基本計画との整合性をとるようという規定がござい

ます。

その整合性の検証につきましても、前回ちょっと御説明いたしました、まず魚介類につきまして、食料・農業・農村基本計画におきましては 66 %に対して、今回の水産基本計画では 65 %、海藻類につきましては、2年前の食料・農業・農村基本計画の食料自給率目標では 72 %が 70 %ということで、基準年が2年違いますが、この2年間で 80 万 t ぐらい漁獲量が非常に大きく落ち込んでいるんですが、そういう中でも個別の品目で見ますと、2年前の数値とほぼ同水準のものになっているということと、もう1つは、2年前の食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標というのは、食料全体のトータルとしてのカロリーの自給率を 40 %を 45 %に引き上げていきたいと思いますということだったわけですが、その 45 %に向上させるという2年前に設定した自給率目標の達成の面から見ますと、御承知のとおり、海藻類はそもそもノンカロリーなんです、魚介類の方もたんぱく食料なものですから、カロリー換算した場合には、余り大きな数字に出ませんので、そういう意味では、カロリーベースの自給率を 45 %に引き上げていきたいと思いますという計画とは、個別のやつで見ますと若干2ポイント、1ポイント落ちてはいますが、全体としては2年前の計画と整合性がとれているという整理をいたしております。

中村（靖）部会長 よろしいですか。かなり何回も議論を重ねた上での考え方と数値ですから、かなり御納得をいただいているやに見受けられますが、どうぞ細かいことでも結構ですから、何でも。

あるいは今、第2まで一応区切っておりますが、第3の水産に関する総合的かつ計画的に講ずべき施策ということに触れても結構ですし、第4の必要な事項の方へ広げていただいても結構です。御注文なり何なりあれば。

植村委員 後ろの方になるんですが、本文の 14 ページあたりの国際協力の推進、このことはグローバル的な考え方としては異論はございませんが、日本の養殖技術というものを安定化させるには、研究者の御努力も必要としますが、漁業者の血のにじむような月日を重ねた経過があるわけですよ。これが簡単にほかの国に導入され、商社などがそれを普及するというのでいいのかという問題が1つあるんですよ。

一時、宇和島の真珠というのはその技術が保護されておったという経過があるようですが、前にベトナムへ行ったら、今、ベトナムでも真珠の作り方がありまして、それはそれでいいんですが、この技術を一定期間、保護・保全をするということなどはあってもいいのではないかとということです。すべてシャットアウトという発想の前に、冒頭申し上げたように、漁業者の実態的に、その海域に合った安定養殖をするまでのいろいろな技術があるわけです。いわゆる養殖管理技術ですよ。ですから、これなどをもっと評価してやるという立場から、漁業者のやったことは全部オープンよと。それはどこかのセンターでものをやったんだから、国も一生懸命応援したんだからということだけでは、おさまらないのではないかと。

これは私、うちのホタテ養殖ももう 40 年になりますが、毎年問題が惹起をして、その問題に対応しているわけですよ。私の組合も睦奥湾で 8 万 t の 4 万 t 生産しておりますが、毎年問題があります。だから、海況の変動に応じた対応とか、センターも一生懸命やるけれども、やはり漁業者のそれに対応する体で覚えた技術というものは、私は非常に貴重だと思うんです。一定期間、そういう方々の努力を守ってやらないと、何年か後にばたっと、

そういった漁業者なんかを1本釣りして商社なんか連れて行って、組合に一言のあいさつもなくてやっている。こういうことが非常に漁業者、あるいは組織に対して平手打ちを食わしているような感じがするので、技術の保全という形で考え方を整理して、そういうものに対して一定の評価を与えてやるべきじゃないかと考えているんですが、ひとつ。

川口増殖推進部長 今、植村委員がおっしゃったお話というのは、私なんかもかねてから、いろいろな局面で随分そういう思いがしてしまっていて、何らかの格好で技術の開発努力を評価し、それが保全されて、みずからに生かされていくという仕組みがないものかなという気もしておりますが、かつてある国がホタテの種苗が欲しいという話があって、いかなものかということで大分セーブしていたこともあったんです。ところが現地に行ってみたら、そろそろそれが並んでいるわけですね。聞いてみますと、これは日本の商社を通じて買いましたとか、ある大学の練習船が親善で持って来ましたとか、そんな話も聞いたことがありました。

日本の産業の歴史を見ても、繊維産業にしても、造船にしても、鉄鋼にしても、途上国あたりがどんどん入ってきて、技術が追いついていって、ある時期にはコスト、人件費を含めて追い越されてしまうというのが、日本の産業の歴史の中でもあるわけですね。同じようなことが水産の世界、特に養殖、増殖の世界にあるんだと思うんです。

具体的にどういう手だてをもってそこをコントロールしていくかという手段が、今の自由経済の中ではなかなか簡単に見出し得ないということもございまして、関係者が認識を一緒にして、かといって国際協力をなくするわけではありませんし、そういう面では、両方をどうバランスよくマッチさせていくかを心がけていくということが、当面の具体的なやり方ではないかなという気がしております。今後、皆さんも御議論いただいて、いいお知恵があれば御教唆いただきたいと思います。

石黒委員 私の記憶違いでなければというあたりが基本なんです、ちょっとお聞きしたいんですが、概要の中の5ページに書いてあるんですが、漁業災害による損失の補てん等の部分で、水産物調整保管事業の実施等による水産物の価格の著しい変動の緩和ということなんです、この水産物調整保管事業の魚種がかなり限定をされているのではないかという記憶があったんですが、もし非常に限定をされているものであれば、魚種の価格の変動というのは限られた魚種だけではなくて、かなり広範囲に、多岐にわたる部分があるので、もう少し魚種の幅を広げておく必要があるのではないかという思いが1つあるんですよ。

この水産物調整保管事業に挙げてくる魚種が限定されているというのは、何か基準があってされているのかどうか。その辺も、もしあれば教えていただきたいと思っています。

中村（靖）部会長 調整保管事業の魚種です。

今井企画課長 現在、調整保管事業の対象となっておりますのは、サバ、サンマ、イワシ、アジといった多獲性魚だけではなくて、マグロですとか、サケですとか、あとは海藻でノリだとか、そういったものにまで広がっております、要は考え方としては、当初は多獲性魚みたいなものは一定の調整保管をしないと、魚の性格からしてみても魚価が非常に低下するというので始まったわけですが、その後、水揚げが集中するといったことによる魚価の低落にも対応できるものとして、制度として広がってきているのが現状でござ

います。

これから先、どういうふう to 事業の対象魚種を考えていくかというのは、またその現場、現場での水揚げの集中ですとか、魚がたくさんとれちゃったとか、そういうものに応じた対策として、何を対象にしていくのがいいのかというのは、随時検証していく必要があるかと思いますが、現状の施策としては、そういうふうになっているということでございます。

中村（晃）委員 若干口はばったいので恐縮なんですけど、調整保管事業の指定魚種自体は変えていないはずなんですけれども、たしか 14 年度から対象魚種をかなり弾力的に使えるように、予算上の措置はとれたはずだと思いますが、それはそういうことで。

私の方から若干、これは本当に感想というか印象程度の話で、ここをどうしろということでもないんですが、15 ページの漁場利用の合理化の促進のところなんですけど、これ全体はすーっと読めるんですが、ここだけきて「おやっ」という感じを持ったものが、なお書き以後なんですよね。

特に、なお書きの後半部分、書いてあることはまことにもっともなんですけど、ここまで水産庁の公式文書で踏み込んで書いた例というのは、どうも余り記憶にないですね。書くとなればこんなことなのかなとも思うんですが、逆にここまで書かなきゃいけないのかなという感じ、あるいは水産庁として、若干スタンスが変わったのかなということとか、もやもやと思っているという程度のことです。ここをどうしろというつもりもないんですが、若干そんな印象を持ちましたので、一言だけお話をさせていただきました。

今井企画課長 どちらから見た感想なのか、若干よくわからないところもあるんですが、御承知のとおり、水産基本計画につきましては、審議会での議論に平行させて、与党との議論というも行っておりますが、この関係で与党の方から 1 つ指摘があったのは、例の不審船問題に絡みまして、漁業の操業に関しても、その前提となるのは漁船だけではなくて、すべての船舶ということになります。その安全が確保されるということが大前提なので、水産の施策だということだけれども、そういったことをまず根本的な条件としてきちっと明記しておくようにという指摘もございまして、そんなことも考えながら書いたものです。

あとは、確かに今までの水産庁が作成する水産関係の施策文書には、こういったなお書き的なところというのは非常に少なかったかと思うんですが、今回は政府全体として取り組むべき、最終的には閣議決定するというものですので、各省とも相談をしてここの「なお」の部分はまとめていくということでございます。

増田委員 15 ページの（3）の人材の育成及び確保の関係で、質問と意見を含めて若干言わせていただきたいと思っております。

前回も外国人労働力の関係のお話が出て、また手続等の関係でも促進するような要望も出たと思うんですが、今回、具体的にこういう数字が改めて出てきた中において、ぜひとも我が国の水産物の自給率確保ということで目標値を設定するに当たって、外国人の労働力も含めながら、我が国の水産物の自給率目標を設定するというのは、水産庁としてどう考えられるのかお聞きしたいという部分があります。

要するに、前回も少し言いましたとおり、特に水産漁業は 5 K、3 K、6 K とかいろいろ言われて、少子・高齢化の中において、若年層なり後継者がなかなか来てくれないとい

う状況の中において、現実的に外国人の労働力、船で言えば海外基地方式なり、マルシップ方式なり、遠洋漁業についてはそういった形で労働力を補っている。また、沿岸、沖合漁業につきましても、研修生、技能実習生という形で、研修生といいながらも、ある意味では労働力を補っている。また、水産加工の陸上分野でも限りなく来ているという中において、この我が国の自給率の目標に当たって、外国人の労働力で目標値を設定するというものについて、水産庁としてどう考えられるのか。その辺の考え方をいま一度お聞きしたいということ。

そこで意見は、特に我々の分野では船の分野がメインになりますが、当然、今の事実というものは否定しません。外国人の労働力がなければ、船がとまってしまうという分野は多々ありますから、それはそれでやむなしという部分があるわけですが、10年先を見越した目標値を設定するわけですから、外国人の労働力に頼らなくても、我が国漁業の遠洋、沖合、沿岸の目標値なり、しかるべき生産量を上げるというものは、片方で必要じゃないのかなという気がしてなりません。

そういった意味で、今回まとめに当たってこういう話をしてはどうにもならないわけですが、そういった部分を検討するプロジェクトなり、また今回、そういった分野の水産庁の考え方を盛り込んでいただけるならありがたいなということを目指したいと思います。これは意見です。

それからもう1点、今回のこの目標値、先ほど数%の2年前に出たものとの違いについて御説明がありましたが、この目標値というのはどのくらい重んじられるのか。勉強不足で申しわけないんですが、要するに10年先を目標とする数値ですから、1年、1年経過していく中において、10年後の平成24年にはこの目標値に達成するのか、また上回るのかというのは、ある程度の年限の前でわかると思うんですね。例えば追いつかないときには、どういう施策が講じられていくのか。また、このままいけば、1年、2年後は、この目標値は十分超えるだろうという状況が出たとき、あえて超えないようにするのか。そんなばかげたこともないと思いますが、その辺どうなのか、勉強不足で申しわけないんですが、この数値というのはどのくらい重んじられるのか。

要するに、1年先もわからない世の中、天変地異含めていろいろなことが考えられるんですが、10年というのはある程度長い先の目標値ですから、その辺も教えていただきたい。

以上、2点です。

今井企画課長 1点目の外国人の労働力に依存した遠洋漁業という話がありましたが、基本的に遠洋漁業というのは、概要版の3ページの数字でもおわかりのとおり、ピーク時から見ますと、漁獲量自体が100万tを割るような水準にまで低下してきておりますが、ただ、量はそうではあります、中身を見ますとカツオだとかマグロだとか、必ずしも我が国近海の方ではとれないような、かつ国民の需要が非常に根強い魚介類を供給する漁業分野ですので、国民に対する水産物の安定供給という中で、非常に重要な位置づけを今も持っているし、今後ともそういう役割を果たしてもらおう分野なんだろうと、まず思っております。

そういう遠洋漁業が今後とも、そういう役割を果たしてもらうためには何が重要かということ、操業が確保できるようにするというところで、操業の確保のためには、まず1つは、



この政策の中にも整理しておりますが、操業する漁場が確保できるということと、実際の船の運航ができるように乗組員が確保されるということが必要なわけですから、そういった意味で、特に操業の確保面で乗組員が非常に減少していますから、そういう中で現実に対応していくために、一部外国人の労働力に頼るといのは、現時点においてはそういう選択をするしかない面があるんじゃないのかと思っております。

ただ、将来の姿について、そんなことまで事細かく書くわけじゃありませんが、将来、全体の生産が、この間構造展望でもお示しして、沿岸についての議論は前回にさせていただきましたが、非常に新しく発展できるような分野になって、所得水準ももっと上げられるということになれば、雇用面でもまた違った面は出てくるんだと思いますが、現時点には、特にここだけではありませんが、そんな細かいところまで書くということは、ここでは整理はしていないということでございます。

2点目の目標値は、どういうふうに重んじてやっていくのかという話ですが、これは概要のところでも書いてございますが、この基本計画というのは作りっぱなしにするのではなくて、10年先を見通してつくるわけですが、それを5年ごとに見直していくということですから、基本計画の一部分をなす水産物の自給率の目標につきましても、5年おきに見直されるということでございます。

例えば現在、我が国の漁獲量は非常に減ってきていますが、その減ってきている最大の要因は、一時期マイワシだけで450万tもとれた時期があったわけですが、それが今は15万tまで減ってきているということがあるわけです。将来のこの基本計画における10年後の見通しの中で、マイワシがまたそういうふうにわき出てくることは、別に見通していませんが、450万tがあつという間に15万tまで減ったように、自然環境の変化によって、またものすごく資源が増大していくということも考えられますので、そういった場合には、それをつくりっぱなしにしておくのではなくて、そういう状況の変化に応じて計画を見直していくということも必要になるでしょうし、あとは数年たってやってみただけけれども、なかなか目標値に追いつかないという場合には、第3のところでは整理しているような施策の効果がうまく出てないということになるでしょうから、いま一度、もう少し施策を強化して必要があるのかどうか、どの施策を強化する必要があるのかといったことを、現実と目標とを照らし合わせながら、施策の充実の方策を考えていくということになるんだと思います。

増田委員 わかりました。また前段の外国人の意見になるかもしれませんが、前回も今井課長がおっしゃったとおり、よくなったらまた日本人が戻ってくるだろうというふうには私は聞こえたんですが、それと遠洋漁業だけで私は申し上げているんじゃなくて、技能研修生、実習生を含めれば、沿岸、沖合漁業にもかなりの数が乗っていますし、またふえる傾向にあります。

確かに今は厳しいし、労働力がないということとコストも含めて、当然、今の事実は否定しませんし、今云々じゃありません。だから今回、10年先という基本計画が出されている中において、外人に頼る中においての自給率というのはいかがなものかなと考えたときに、我が国の自給率を確保するためには、オールジャパンで知恵を出し合って操業できないのかなということ考えたときに、そういったもののプロジェクトなり、物の考え方をこの中に盛り込んでいただけないかな。よくなったら日本人が戻ってくるというものじ

やないなと私は思っております。意見です。

植村委員 確認しておきますが、概要の5ページの、漁場の利用の合理化の促進のところ自主的な減船とあるんですが、本体の方の計画案の12ページの方には「自主的」というものを除いて、イの項の単に減船と記載されております。

このことは、今はこの水産基本法を通して資源回復を図るべく、最大の努力をしていかなければならぬ段階で、この減船というのは非常に重要な役割を果たすんじゃないかなと思っているわけですので、それが自主的というふうに、私ずっとうちの方で見てまいりましたが、この本体の方では単に減船ということでございますので、これは自主的な減船もあるだろうし、指導減船もあるだろう。そういう考え方に立って、強力な資源回復計画を進めていくという立場から、本体の方の減船というものは、そういう2つを含んでいるんだという立場でやっていただくべきだと思いますので、こちらの方で理解を持っていきたいと思うわけです。

それからもう1つ、資源回復とこれからの漁業の安定の立場では、共済制度というのは非常に重要な役割、しかも国民的認知を得やすい制度だと思います。きょうはあえて具体的なお話は申し上げませんが、この制度の充実ということを経済政策の重要な柱にしていくべきだろう。そういうことで資源管理、あるいは漁業の安定という流れを保全していくのがいいんじゃないか。こういうふうに思います。

いささか当たり前のことのように、何か財政当局から見ると、共済制度というものに対してクレームが入って、なるべく加入しないような推進をしていただきたいということも実際進めている段階で、我々漁業者とすれば、何なんだろうと思うようなこともありますので、せっかくここに記載されて柱としておりますので、その辺をひとつ、強くお願いしておきたいと思っております。

中村(靖)部会長 減船は、本文でも自主的な減船になってませんか。

植村委員 入っていましたが、後ろの方へいけばそうなっているんだ。

中村(靖)部会長 それは15ページのさっきのところ。

植村委員 そうですね。それでは、資源回復年次がずっとおくらせていきますよ。やはり必要であったら、必要な指導減船も投入してやるべきだ。そこに強い意思を我々は見ることが出来る。皆さんよければやるし、悪ければやりませんよというようなことでは、せっかくここまでやってきているんですから、その点もひとつ削除をしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中村(靖)部会長 御要望でいいですね。

矢野委員 幾つか細かい点になると思うんですが、全体にはとてもよくまとまっていると思っております。それで、私の方から何回か申し上げました食品の安全性の問題、品質表示の問題等につきましては、11ページの方に大体うまくまとめて記述をしていただいていると思っております。監視体制の強化ということも含めて記述をしていただいております。

それと、14ページの下の方ですが、FRP漁船のリサイクル等の推進という形で、これも入れていただきました。ただ、ここに魚網等の漁具類というのを入れていただければと思います。

それと、環境問題につきましては、12ページの下の方の6項のところ、いわゆる水産動物の生育環境保全ということで、大体の項目がまとめて入っていると思っております。ただ、

地球規模の温暖化のこととか、オゾン層破壊のことについては付表の6ページ、一番最後のページですが、その海洋環境という中に入ってはいますが、これも本文に入れても、この程度の内容であれば問題ないのではないかなと思います。

あと、魚介類の栄養特性ということなのですが、これは1ページのところにもありますし、9ページの方にも書かれていますが、1ページの魚介類の脂質に含まれる不飽和脂肪酸というもの、これはEPA、DHAのことだと思うんです。それからミネラル、微量元素等につきまして、9ページの魚介類のところとその下の海藻類のところ、それから今の1ページのところにばらばらと書いてあるんですが、この基本計画というのは、相当一般の方が読まれる機会が多いと思いますので、水産物の栄養特性ということは、ここでしっかりとまとめて、アピールをする意味でもEPA、DHAのことも含めて記述をされた方がいいのではないかなと思います。

また、一般の人が相当ごらんになるという視点でいきますと、9ページの真ん中辺に便宜置籍漁船のことが書かれているんですが、例えば便宜置籍漁船といったときに、多分一般の人は、何のことかわからないのではないかなと思うんですね。

それから、11ページの下の方に、TACとかTAEというのがありますが、これもやはり解説になるのか、一般の方がわかるような補足をいただければいいかなと思います。

以上です。

井川特別委員 1点、この基本計画の問題ということではないんですが、これからの具体的な施策の展開での要望という位置づけでお願いしたいと思いますが、本文の14ページのところで漁業経営の安定のことが触れられていまして、これはこれでいいのかなと思いますが、これは大変重要な問題だということで、このところは漁業経営の安定でもありますし、漁業金融なり系統金融の正常化の問題でもあるわけですね。

このところは私ども系統団体としても、その取り組みはもちろんやっていかないといけないということなのですが、この問題が長年の何十年来のあかがたまっているという状態があるものですから、中小漁業制度のことも含めて、保証保険制度というか、独立行政法人への移行の問題もありますが、このところをぜひ今後の政策の展開の中で、強力な対応をお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

中村(靖)部会長 それでは御要望ということで。

西橋委員 私が1つお聞きしたいことは、本文の17ページの8番の女性の参画の促進というところなのですが、今、男女共同参画社会を大変言われております。そういうこともあって、ここにも書いてあるのかなと思って読んでおりますが、普及啓発ということまでで終わっていますが、もう少し、心身の助成とか、経済的な助成ということまで書けないものかなというのが1点。

それから、中ほどに女性の漁業協同組合等と書いてありますが、漁業協同組合というのがどういう組織で、これに入ることが大事なことなんでしょうか。ちょっとその点、お聞かせください。

中村(靖)部会長 言葉ですかね。これは女性の漁業協同組合じゃなくて、女性が漁業協同組合などの活動へ参画するという意味ですよ。だから、別に女性だけの組合じゃなくて。

西橋委員 ここに入ることが大事なことなんですか。

今井企画課長 まず1点目の話につきましては、先日、水産の白書についても同じような議論があったんですが、白書で現状がどうなっているんだとか、あとはどんな取り組みが現地でなされているのかといったようなことを、広く国民にわかりやすく周知をするといったことは、白書の方ではうまくできるんですが、これはどちらかという、国が講ずる施策の方向づけみたいなものですから、そういった性格の違いからして、なかなか書きづらい面があるということをお理解願いたいと思います。

2点目の話は、農業でもあるんですが、例えば農協の理事に女性の理事がどのくらいの割合でいるのかということ、物すごく低い比率になっている。ただ一方で、農業の労働力の過半は女性が占めているということからしてみると、農協の理事への登用割合を、もう少し高めていくべきだという議論が農業の中にあるんです。

漁業の場合は農業とまた多少違いまして、漁業労働力全体に占める女性の割合というのは農業から見れば低いんですが、ただそれにしても、漁協の理事の中に占める女性の割合が非常に低いといったことを念頭に置いて、例えば理事さんの率をもう少し高めるといったような意味合いで書いているので、そういう意味だと思っていただければいいんですが、女性の漁業協同組合という表現も、部会長から指摘されましたように、日本語として余り適切じゃないようなところもありますので、いずれにしても誤解が生じないような書きぶりに、ここは検討してみたいと思います。

西橋委員 わかりました。それでもどうしても引っかかるのは、農業基本法でも農業協同組合に女性の理事さんが少ないということを書いてあったと思うんですが、入っていない人たちもたくさんいるわけですよ、農協にしろ。漁協というのは全部が入るわけですか。やっぱり希望者だけが入るわけでしょう。

だから、この前の農業基本法のときも、私すごくここで悩んだんですが、これは公の組合には違いないんでしょうが、ほかにもこれに類似するようなものはないと思ってよろしいですか。

中村(靖)部会長 つまりおっしゃりたいことは、漁協だけが女性の活動の場ではないと。ほかにもいろいろあるから、漁協なり農協なりだけを特別に扱って書くのはいかなものかという感じですか。

西橋委員 はい、そうです。

今井企画課長 ここは日本語の文章の問題もあるんですが、「漁協」という言葉が出ていますが、漁協の活動というじゃなくて、参画目標をつくっていく。要は、こういうことはいいことですねというような抽象的なものにするのではなくて、参画の目標を具体的に設定をして、その実現に向けて政策努力をしていくという意味合いで書いていますので、役人的に言いますと「等」ということが書いてありますので、漁協だけにやっているわけではないんですが、これを出すことがかえってよくないということであれば、工夫する必要はありますが、別に落としても構いませんので。

西橋委員 そうですか。先ほど労働力が不足で、外国の労働者がというのがありました。今から少子化になりますと、女性の労働力というのがすごく高く評価されるんじゃないかなと思いましたが、この項はとても大事なことを書いてあるんだなと思って、いろいろ読んでみたんですけども、「等」というのがやはりそういうことだったの

かなと思って、何となく納得してしまいましたけれども。ありがとうございました。

高柳特別委員 これは自給率のところと関係するんですが、全体では 114 万 t をすう勢に対して上乘せしようということですが、先ほどもちょっと数字がどのくらいの重さがあるかという話でしたが、もちろん全体だけで数字をとらえるとは、どなたも思っていらっしゃらないと思いますが、例えばイワシだけでどーっと 100 万 t もふえちゃって、全体達成したということにならないようにしないといけないんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、この後に各論、または細かい項目、いろいろやらなくちゃならないことが出てくるんだと思いますが、私がぜひ意見として申し上げたいのは、基本計画の付表の 3 ページにあります魚種別の目標ですね、これを達成しないと、流れの川下の方から言って、イワシだけたくさんふえても消費者はハッピーじゃないんですね。もちろん流通業者もそうですけれども、漁業者の方というのはいろいろな魚をとっている方がいらっしゃるわけですから、これは漁業者の方も、イワシだけがふえて何となく全体達成したとなると、ハッピーじゃないわけですね。

ですから各論、各項目に移ったときに、ぜひ付表 3 ページのこういう分類の仕方がいい、悪いは別としまして、こういう形の魚種別の目標を、今後は強力に前面に出していくべきじゃないかなと思います。

そういうふうにしめないと、これは 10 年後の平成 24 年だけで終わるわけじゃなくて、恐らくその後もずっと続いていく仕事になると思いますので、魚種別にいかないと、最終的に日本の食生活の中でも魚を食べる生活が、バランスのいいものになっていかないんじゃないかと思います。加工業者の方々にとっても、恐らくそうじゃないかということで、繰り返しますが、魚種別の目標をしっかり立てて、そこに重点を置いて各論の施策を出していくということじゃないかと思います。

今井企画課長 例えば概要の 3 ページに先ほどは違う観点から植村会長から、遠洋、沖合、沿岸のくくりの話でしたが、自給率の目標を設定する際に魚介類一本で、53 % を 65 % にしますというような目標をつくりますと、今、御指摘がありましたように、結果としてイワシだけがふえて、目標が達成されましたといったようなことになってしまうわけですが、この基本計画の第 4 の柱にも書いてありますように、今後は目標をつくりっぱなしにするわけじゃなくて、政策の評価をきちっとして、評価を踏まえて見直していくということになりますので、もちろん個別に分ければ、遠洋漁業としての目標の達成はどういうふうになったのかという政策の評価が行えることになりますので、後々政策評価につなげるという意味でも、なるべく出せるものは細かく出しておりますので、御指摘のありました参考付表のところにも、いろいろなものが出ておりますが、それは今後、すべて政策を推進していく際の指標になると同時に、政策評価をする際の、それぞれの切り口になっていくことだと我々も認識して、これからもやっていきたいと思っております。

二村委員 今の魚種別の自給率の問題ですが、自給率は分子があって分母があるわけで、この魚種別自体はある程度わかりやすいんですが、IQ 品目がここに入っているわけですね。分母には輸入数量が入っているわけだから、これは内容を云々するんじゃないかと、魚種ごとに、これは IQ だという印をした方が理解がしやすいんじゃないかと思います。

中村（靖）部会長 IQ 品目に印をつけた方がわかりやすいのではないかと。

今井企画課長 参考付表の第6表のことでしょうか。

中村(靖)部会長 ですね。参考付表3ページですよ。

今井企画課長 わかりました。

矢野委員 18ページの下の方に、都市と漁村との交流の促進というのがあるんですが、その次の19ページの一番上の行からなんですが、広域的な交流及び連携の軸となる高規格幹線道路の幹線道路網や海上輸送路の整備を推進するとあるんですが、これは先ほど中村委員がおっしゃったような印象を受けて、幹線道路の整備促進まで水産庁の役割といたしますか、その範疇に入るのかちょっとわからないんですが、例えば農道というものがあって、それを意味していらっしゃるのか。それから、同じ項目の下の方に都市住民との交流の増大を図るための道路と、またここに道路があるものですから、今、道路問題はいろいろな意味で注目を浴びているということも踏まえて、随分強調されているなという印象を持ったんですね。

それと、もちろんこういう整備が必要な部分があるとは思いますが、都市と漁村の交流推進ということは、やはり人と人との交流だと思えますね。そうしますと、ハードの面も必要なものは必要だとは思いますが、企画も含めたソフト面をもうちょっと、これから推進をしていかなくてはいけないのではないかな、そういう項目が外れているのではないかな。余りにもハードに偏り過ぎているかな。

それから、この19ページの「さらに」のところ、自然環境に配慮した住宅宅地を供給を推進するとあるんですが、当然流れの中で、これは漁村につくるとは思いますが、一応文章にこだわると、どこにというのが欠けているかなと感じました。

以上です。

今井企画課長 施策の方向づけに関連しまして、特に、本体でいきますと、17ページの(10)の漁村の総合的な振興、さらに御指摘のありました(11)の都市と漁村の交流、ここに書いてございますのは、水産庁の施策として講じていくものだけではなくて、最終的には閣議決定をして、政府全体として講じていく施策の方向づけということですので、先ほどの19ページの頭のところにつきましても、これは水産庁の施策ではなくて、省庁別に言えば、国土交通省の施策のもとで講じられていくものですが、そういった漁村の振興なり都市と漁村の交流なりを、政府一体となってやっていくということを示しているということでございます。

原特別委員 では、読んだ感想といたしまして、要望というものをひっくるめてやらせていただきたいと思います。

最初は、7ページの内水面、海面等の養殖業の記述の件でございますが、御承知のとおり、我が国の海面の養殖業におきましては、マダイでございますとかヒラメ、フグ、クルマエビというものは完全養殖ということで、人間が種苗をつくって養殖魚をつくっていくという完全養殖の形態がとられておりますが、一番生産量が多いブリ養殖等では、相変わらず天然に種苗を依存しているわけでございまして、やはり自然の漁業者が対象とするものを養殖業者が種苗という格好で先にとることの是非論もあるわけでございまして、トータルでは資源の有効利用を考えないといけないのではないかと私は思うので、その辺のところ、この中ではちょっと読めないなという感じがいたします。

2点目といたしましては、同様でございますが、やはり養殖業というものが、今までで

すと多くの種苗を入れて、構わずえさをやって、残るだけ残していこうということでしたが、このごろ漁村を回って養殖業者に聞いてみましても、歩どまりへの養殖ということがだんだん高まってまいりまして、入れた種苗はなるべく殺さないように、えさもちゃんと食わせるようにという努力が行われておりまして、漁場環境の改善にも役立っておるわけですので、21世紀型の養殖というものを考えた場合には、種苗も少なく、与えるえさも少なくということで、省資源型の養殖と私どもは呼んでおりますが、そういうニュアンスが少しでも反映されるようになるといいなと思った次第でございます。

それから、9ページの下の方の「非食用魚介類」というところで、生えさ等の使用が減っているということで、これが「配合飼料化が進んだことから」と片づけられておるわけですが、私どもの認識としては、先ほど今井課長がおっしゃいまして、四百数十万tとれていたイワシが十数万tまで落っこったことに伴いまして、餌料価格が高騰したために、使いたくても使えないという局面もあるのではないかと私なんかは思っております、むしろそちらの方が大きいのかな。配合飼料化の推進は当然のことでございます、下に書いてあります残餌の削減等から見ても当然のことではないか。こういうふうに使われます。

それから、12ページの下から13ページにかけてでございますが、今、我々の中での論議、あるいは今回の有明の問題に関します論議等を聞いておりますと、流入してくる窒素の量というのは、排水の規制等もございまして的確に減っていること、これは水産業トータルとして非常によろしいかと思っておりますが、ある地先では、流入する窒素等が少ないために、ノリを養殖するために施肥をせにゃいかんという実態もあるわけで、どこまできれいにすればいいのか。

これは個々人の立場や従事している漁業種類等によっていろいろございますでしょうけれども、私は規制の強化をやめると言うつもりはございませんが、こういうことによりまして、水産業が現に生産を維持するということで、別の努力をしていかないといけない。決して汚染をやるために施肥をするわけではございませんが、天然の海域からはそういうものが取り得ない、養殖生産が維持できないという局面もあるわけございまして、ここらは少し、そういう意味での考え方をそろそろ打ち出すようにしていけないといけないのかなと思った次第でございます。

13ページになるのかどうか、ちょっと私はわかりませんが、今、輸入水産物が非常に横行している。これは事実でございますが、輸入に伴うマイナス面、あるいは輸入に伴います注意事項といいたいまいしょうか、こういうことを少しPRする必要があるのではないのかなと思っております。

例えば、この中でも魚の病気ということがうたわれておりますが、現在も水産資源保護法等で規制はかけられておりますが、外国から新たな種苗を持ち込むことによりまして、我が国の養殖業が後ほど大きなダメージを受けたという例は幾つもあるわけでございますので、そういう危険性を皆さんが知っていながら輸入しているということには問題はないんですが、知らないという事例に私どもはかなり突き当たるといふこと、あるいは赤潮の研究者が指摘をしておりますが、有害プランクトンが貝の輸入とともに貝殻の中の水に入ってくるという危険性も指摘をされておるわけでございますので、輸入を一気にとめよう

という意味はございませんが、やはり食料の確保だけが優先されるのではなくて、日本の国内の産業を安定的に持続的に生産をしていくという趣旨で、各種の法的な措置もとられているわけなので、その辺のことも少しPRをした方がいいのかなと感じた次第でございます。

それから、付表の5ページでございますが、研究・技術開発の展望というところで、トータルとして何も申し上げることはございませんが、将来的に私がちょっと疑問に思うのは、沖合漁業の2つ目の でございまして、「アジ・サバ等の複数魚種を同時に漁獲する漁業について、適切な資源管理を行うための選択的漁具・漁法を開発する」と書いてありますが、こういうことが我々研究に携わった者からいきますと、かなり難しい。それで、アジだけ巻く、サバだけ巻くというものがもしできれば、巻き網等は非常にもうかるわけでございますが、書いてあることはなるほど結構でございますが、実現という点になるとかなり厳しいと私は感じました。

以上でございます。

中村（靖）部会長 村田委員はよろしいですか。

村田特別委員 私は、全体の感想になりますが、とてもよくでき上がってきたということで、うれしく思っております。そこで、感想の中で1、2点述べたいと思っておりますが、自給率の目標達成のためには、水産物の安定供給が欠かせないわけでありまして。その中で、資源管理というものが大変大事であると思っております。

その中であります。先ほど来から沖合漁業の件についてお話が出ておりますが、何回も言いますように、私のところは巻き網の漁業基地になっておりまして、その中で資源管理を行っているにかかわらず、マイワシ、あるいはサバ等の多獲性魚と言われるものが、かつて年間450万t生産量があったものが今は15万t、激減ですよね。その中で漁業者は一生懸命頑張っております。

その中で、このような激減をした理由というのがこの前お聞きしましたが、これがすべての原因だというのは、まだなかなか究明をされていない。ただ考えられるのは、漁海況がかなり変わってきている。あるいはことによったら、巻き網等による大量漁獲、生産ということが要因として考えられるんだろうということがありましたが、もう一つ、私は大変大事なことが欠落していたなと思うのがありました。

それは皆さん、きのうあるいはおとといとテレビなどで見たと思っておりますが、茨城の波崎町の海岸に90頭のクジラが打ち寄せられました。多くの関係者によって、30数頭は沖合に救出ができましたが、その中で60頭近くが残念ながらということになりました。我々地元としましては、一生懸命救出作戦をやって頑張ったんですが、よく考えてみますと、昨年も50頭、私のところでクジラが海岸に打ち上がりました。こういう状況というのは最近見なかったもので、クジラの生態はわかりませんが、どうも地球規模の中で大変ふえ過ぎているのではないのか。そうしますと、これについて適正規模というものがどうしても、世界の協定の中で管理が必要になってくるのではないのかな。

と申しますのは、イワシ、あるいはサバ等々の多獲性魚がこれだけ激減している1つの要因に、クジラというのが大きく左右しているのかなというのを、よく私を感じたわけがあります。この関連などをよく研究をしていただいて、水産庁においてしかるべき対応というんでしょうか、あるいは国際的な協調、管理というものが必要になってくると思いま



すが、そういうことをきっちりしていただいて、ただ単にこれを守る、あるいはクジラを捕獲してはだめだというばかりじゃなくして、生態系を守る意味からも、適正な管理というものがどうしても必要になってくるであろうということで、12 ページの(4)には書いてありますが、ぜひこれらを早く進めていただきたいという念願を要望しておきたいと思います。

以上です。

中村(靖)部会長 クジラはだれかあれですか。

川本水産庁次長 おっしゃるとおりでございます。魚の資源が減りつつあるという原因の中に、これは全部ではなくて、イワシなんかは非常に長期的な海況の変動というものも大きな要因だろうと思いますし、もちろん漁業による漁獲もあるでしょうし、クジラがふえ過ぎたことによる捕食も、当然その中には考えられるということ、今、水産庁は言っているわけでございます。それを調査をするために、2年くらい前から北太平洋で捕鯨の捕獲調査をやりまして、とったクジラの胃を調査しまして、何をどのくらい食べているかということの調査を、実は2カ年間ほど予備調査をやりまして、今度の下関のIWCの年次会合がございますので、その場でそういうことに関しまして、議論をしていただくことになっております。

それから当然、我が国の立場としては、おっしゃるようにつえた種類のクジラについては、きっちりした管理規約のもとで商業的捕獲を再開するということは、年来ずっと主張しておりますので、今度の下関でやります委員会では、そういう主張もしていきたいと思っております。

中村(靖)部会長 あれは何クジラだったですかね、波崎のやつは。

村田特別委員 カズハゴンドウクジラ。そんな大きいやつじゃない、小さいんですよね。200kg ぐらいしかないんじゃないか。

中村(靖)部会長 よろしいですか。第4のところは何かございますか。総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということで、評価と見直し、財政措置、情報公開、国と地方の役割分担、国際規律との調和、見直しで5年ごとというようなことですが、これは大体よろしいですか。

二村委員 皆さんいろいろ言われているので、所感と質問もあるんですが、この水産基本計画というのは、自給率の検討なんかをして、これは10カ年計画と見ていいんですか。

今井企画課長 はい。だと思います。

二村委員 10カ年計画だと、自給率を上げるという点からすると、いろいろこれまで検討してきて、一言で言えば、自国漁獲量をふやす、分子をふやすというのが最優先ではないかと私は思うんですね。そうすると、10カ年の中で政策の順位というんですか、先ほど矢野さんも言われましたが、限られた予算の中であれもこれも一度にやるのか、めり張りをつけて最優先されるべき施策を先にやっていくのか。そういう中で、日本の水産国ということからすると、将来、水産で自立していくんだというところまで考えると、この水産基本計画の中で自助努力という部分が少ないんじゃないかと思うんですね。これだけ国際競争力の中で我々生きていかなきゃいけないわけだし、ボーダーレスの状況の中でより効率化というか、限られた予算の中での優先順位という点がどういうふうになるのか、

ちょっとお聞きしたいと思います。

中村（靖）部会長 優先順位ね。

今井企画課長 概要の6ページ、本体でいきますと21ページになりますが、財政措置の効率的かつ重点的な運用というのが必要な事項の2番目の柱の中で書いてございまして、今、二村委員から言われましたとおり、厳しい財政事情のもとで、限られた予算を最大限有効に活用するということが強く求められますので、こうした政策の方向づけができましたら、これをただと総花的にやるということではなくて重点化、メリハリをつけて、政策推進をやっていくということ、当然予算編成の中でも考えていくということになると思います。

中村（靖）部会長 ほかにはよろしいでしょうか。

よろしければ、一渡りいろいろ御意見なり御感想なり御質問なりをいただきましたので、そろそろ終わりにしてもよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、この辺で質疑は終わりにしたいと思います。

今出された意見につきましては、事務局で取り扱いを検討の上、答申に向けた水産基本計画の最終案を作成していただきます。ただ、今回の基本計画案の全体の内容については、特段の御異論もなかったと思いますので、企画部会として御了承いただいたということにして、細かいところについては、きょうもいろいろ御意見がございましたので、これからその辺については調整が必要な部分もあるかと思えます。その点については、部会長である私に御一任をいただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中村（靖）部会長 ありがとうございます。それでは、そのような取り扱いにすることといたします。

## その他

そのほか、事務局の方から何か連絡はございますか。

今井企画課長 今後の予定といたしましては、この案、きょうの御意見をいただいて若干手直しをするところもございしますが、さらに関係省庁ですとか与党との調整もした上で、3月12日に予定しております水産政策審議会で答申をいただいて、3月下旬には閣議決定をしたいということで、これから進めていきたいと思っております。

あと、前回の部会で御議論いただきました生産構造の展望について、特に説明はせずに、資料だけ配付させていただきましたが、基本計画ができ上がる際には、これもあわせて公表していくことにしたいと思います。

あと、これまでもいろいろ御意見いただきまして、国民にわかりやすくPRすることですので、閣議決定するものは、きょうお示したようなことになるわけですが、それに合わせて、パンフレット類みたいなものをつくることになりますので、その中では図表だとかイラストなどを使いながら、きょう御意見いただきました、例えば国民の水産物供給における栄養特性だといったものについても、そういった中でわかりやすくPRしていくということ、閣議決定の後には考えていくことにしたいと思いますので、またよろ

しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

## 閉 会

中村（靖）部会長 ほかに何もございませんでしたら、以上をもちまして、きょうの部会を終わらせていただきます。

これまで5回にわたる審議にいろいろ御協力をいただき、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。